

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第十号

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号中「学校及び同条第二号」を「大学、同条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校及び同条第三号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。